

原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

令和5年8月23日

全国知事会

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故から12年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、早期の事態収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、新規制基準への適合性審査を厳正かつ迅速に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

国民及び国土の安全確保のため、原子力施設の安全対策や防災対策の強化を図り、事故は起こり得るものとの前提に立ち、あらゆる対策を講じることが重要であり、現時点において、国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

I 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対策について

福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が安全かつ着実に進められることが被災地の復興の大前提であり、今なお、避難を続けている国民が多数いることを重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、根拠のない風評に対する正確な情報の発信等、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策などについて、政府一丸となって取り組むこと。

また、廃止措置を進めるに当たっては、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を

東京電力に強く求めるとともに、これらの取組に対する国の指導・監督を徹底するなど、より一層の安全確保に努めること。

ALPS処理水の取扱いについては、基本方針の決定以降、行動計画の改定を重ね、取り組まれているところであるが、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が生じることが懸念されることから、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって、追加対策や支援内容の見直しも含め、万全な対策を講じるとともに、関係団体や地方公共団体等の理解と納得が得られるよう丁寧な説明と真摯な対話を継続して行い、信頼関係を構築し、最後まで責任を持って着実に取り組むこと。

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者を始め関係団体や地方公共団体などの立会いによる広くきめ細かな環境モニタリングの実施など、透明性かつ客観性の高い安全対策を講じること。併せて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

トリチウムを始め処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウム等の処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、こうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や廃棄物処理設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うよう指導するとともに、国としてもしっかりと監視すること。

今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底するよう東京電力に求めること。

さらに、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境

の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も主体的に取り組むこと。

また、廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう、東京電力を指導・監督するとともに国も主体的に取り組むこと。

II 原子力施設の安全対策について

1 原子力安全規制体制の強化について

(1) 福島第一原子力発電所事故の総括と新たな知見の反映について
福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。

加えて、原子力施設の安全性向上のため、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

なお、新たな規制要求を行う際には、国民及び関係地方公共団体に分かりやすく説明すること。

原子力規制上の安全目標については、その目標設定の考え方や意味、新規制基準との関係などを明らかにし、国民に分かりやすく説明するとともに、継続的に検討を行うこと。

(2) 実効性のある安全規制の実施について

真に実効性のある原子力安全規制とするため、敷地内破碎帶の評価を含む原子力施設の安全審査に当たっては、その審査方法を明確にした上で、新規制基準を厳格に適用するとともに、幅広い分野の専門家の意見やこれまでに蓄積されたデータなど科学的・技術的知見に基づき公平・公正な結論を導き出すこと。

特に、敷地内破碎帶等の評価については、評価基準を明確にするとともに、国として構造地質学や地震研究など幅広い分野の専

門家による体制を整備し、責任を持って速やかに対応すること。また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

高経年化対策及び運転期間延長認可の制度について、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果について国民に不安を与えることのないよう、分かりやすく丁寧に説明すること。

また、高経年化原子炉に関する新たな安全規制については、具体的な審査基準を科学的・技術的根拠とともに明確に示した上で、運転延長の間の安全性について、規制制度の全体像と併せて国民に分かりやすく丁寧に説明すること。

併せて、原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

さらに、原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地方公共団体に丁寧な説明を行うこと。

廃止措置の実施に当たっては、高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体に丁寧な説明を行うこと。

(3) 事業者に対する指導・監督の強化について

事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に指導するとともに、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。

また、安全確保の第一義的な責任を有する事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、事業者が行う安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう一層促すとともに、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

長期間停止した原子力発電所の再稼働に当たっては、関係事業者等も含めて安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、

原子力規制検査において厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと。

加えて、研究開発施設等においても、放射性物質の管理、取扱いの厳格化など安全管理体制について、厳正な指導・監督を行うこと。

さらに、原子力施設における安全性を確保する観点から、感染症対策に万全を期すよう促すこと。

(4) 原子力規制委員会の機能の確保について

原子力規制委員会は、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方公共団体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善できる仕組みを構築すること。

また、新規制基準への適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、既に適合性審査申請がなされている原子力発電所について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震・津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

さらに、原子力規制検査制度については、現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術の維持・向上及び厳正かつ厳格な検査の実施に努めること。また、検査結果も含め、責任を持って国民及び地方公共団体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。併せて、原子力規制検査制度については、関係地方公共団体の意見も踏まえ、継続的な改善に努めること。

また、事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を抜本的に充実強化すること。

2 国民理解に向けた取組及び地方公共団体への説明責任について

原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、関係地方公共団体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者が、具体的な手順等を明示した上で自ら主体的に説明することに加え、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、国民及び地方公共団体の理解促進に努めること。

特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。

原子力施設の安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、新規制基準への適合性審査の結果に加え、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、さらには事業者の運営能力の確認など、総合的な観点から判断するとともに、安全性を判断した理由について国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

また、原子力発電所の再稼働及び高経年化原子炉の運転延長については、追加的に延長を認める期間を含め、具体的な手続き及び基準を明確に示した上で、安全性の確認だけでなくエネルギー政策上の重要性や必要性等を十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について国政を預かる立場の者が、国民及び地方公共団体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。

なお、説明に要する費用は国が負担すること。

事故が起きた場合には、国は、被災者への賠償を含め、責任を持って対処すること。

さらに、原子力施設における事故やトラブルの情報については、国が国民及び地方公共団体に対する説明責任を十分に果たすこと。

3 バックエンド対策について

(1) 使用済燃料対策について

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題である。国はエネルギー基本計画において「使用済燃料対策について、前面に立って主体

的に対応」していくとしており、その取組みを着実に進めるこ
と。また、高速炉開発については、国が責任を持って具体的な方
針を早期に、明確かつ科学的に示すこと。併せて、使用済MOX
燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、
その具体的な方策を速やかに示すこと。さらに、使用済燃料貯蔵
は、再処理までの一時的な保管であることを明確にした上で、乾
式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。加
えて、核燃料サイクル施策との密接な連携など、中長期的な課題
への対応についても検討を進めること。なお、試験研究炉の使用
済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的
な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念さ
ることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋
を示すこと。

(2) 高レベル放射性廃棄物等の処理処分について

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から22年
が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況に
あることから、早期選定に向け、取組みを一層加速すること。

国は「原子力基本法」に、最終処分の円滑かつ着実な実施を図
るために必要な施策を講ずることを原子力利用に関する基本的施
策として規定したが、最終処分地の選定の問題は、原子力施設の
所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であること
から、国が前面に立ち、全国知事会とも協議しながら、全国にお
いて、最終処分事業の理解促進に一層努めることはもちろんのこ
と、国と関係地方公共団体との協議の場の設置や関心地域への国
からの段階的な申入れ等については、全国の地方公共団体を対象
に具体的な進め方を明確に示し、地域それぞれの実情を十分に踏
まえ、詳細説明を行った上で、誠実かつ慎重に進めること。

特に、現在保管されている高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管
理の期限も踏まえ、地層処分に関して丁寧な説明を行うとともに
に、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びその
情報発信など、国民の理解促進に向けた取組みを加速させること。

(3) 低レベル放射性廃棄物の処理処分について

原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うため、国は、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組が加速されるよう積極的に取り組むこと。

また、ウラン廃棄物の処理処分については、ウラン廃棄物の特徴に十分配慮し、安全確保を第一に法令を整備すること。

4 原子力安全に関する人材の育成と研究開発の推進について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国が、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

特に、試験研究炉等の研究開発施設について、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策をはじめとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。

また、地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

III 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

(1) 原子力災害対策指針について

原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、改定の際には事前に地方公共団体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。

福島第一原子力発電所の事故で30km以遠にも被害が及んだことも踏まえ、UPZ外の地方公共団体でも緊急時の円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、原子力災害対策指針の防護措置について、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、国民に対し、放射線による被ばくの影響を含め、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。

特に、屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すこと。

(2) 原子力防災体制について

地方公共団体の意見を踏まえ、複合災害や過酷事故を想定し、原子力防災体制を充実させるとともに、災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備を含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。

防災業務関係者の安全確保のため、現在放射線防護に係る基準が定められていない緊急時の防災業務関係者について、適用すべき基準を速やかに法令で定めること。

重大事故に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンライン対策に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、迅速な対応が図られるよう原子力発電所外においても被ばくに関する規制を設けるなど、法制度の見直しや、オンライン対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。

さらに、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。

原子力緊急事態支援組織について、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。

加えて、オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体となることを明確にするとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。

また、地方公共団体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。さらに、関係地方公共団体が実施する原子力防

災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

さらに、住民の安全確保のための課題について、関係地方公共団体の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、引き続き国が責任を持って取り組む仕組みを構築すること。

加えて、原子力発電所の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、E A Lに至らない原子力施設の故障等についても、健全性が劣化している発電所の特別な状態を考慮し、周辺地域への影響や事象進展の見込み等を関係地方公共団体に情報提供するとともに、国民に丁寧な説明を行うこと。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処について

令和4年3月からのウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

加えて、原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

併せて、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方公共団体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(4) 航空機落下及びテロの未然防止について

航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急に法制化又は諸規制を行うこと。

また、原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策について

屋内退避の期間や、屋内退避指示の解除に係る考え方、耐震性を備えた屋内退避施設の整備や家屋が倒壊した場合の対応などについて、原子力災害対策指針や各種防災関係マニュアルに反映し、関係地方公共団体に対し、速やかに示すこと。なお、作成に当たっては、関係地方公共団体の意見を十分に聴き反映されること。

避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めること。また、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

併せて、県境を越えるなどの広域避難等を想定し、国が主体的に関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保及びその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。さらに、避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要となる資機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体制に加え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。

特に、避難行動要支援者の避難に当たっては、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる医療機関や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。屋内退避を前提とした医療機関や社会福祉施設等の放射線防護対策については、今後の進め方など基本的な考え方を示すこと。また、地方公共団体が進める避難訓練や研修・説明会等の避難行動要支援者の避難対象施設に対する取組について、必要な支援・協力をを行うこと。さらに、原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等についても、円滑に避難できる体制を構築すること。

UPZ外の社会福祉施設等において、UPZ内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受け入れや費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。

民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、必要とされる放射線防護施設の確保や実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

さらに、避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退城時検査及び除染について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染水処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、検査及び除染に必要な資機材を各立地地域等に整備し、国が災害時に地方公共団体を支援するための体制を整備すること。

併せて、避難先となる地方公共団体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民への的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

また、都道府県を越えた避難も想定されることから、地方公共団体の意見を取り入れながら、住民受付や避難先等の情報管理を行うことができる全国共通システム等の整備を図ること。

避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されているが、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されており、必要な見直しを行うこと。

(2) 放射線モニタリング体制について

原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、関係地方公共団体に丁寧かつ速やかに説明すること。特に、平常時モニタリングについては、関係地方公共団体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用する場合は、事前に根拠や理由を示し、関係地方公共団体の理解を十分得た上で進めること。さらに、国において検討されている放射線モニタリングデータ収集ネットワークシステム（仮称）の強化・効率化については、協定などに基づく現行の放射線監視体制に支障が生じないようにすること。

緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、事前に関係地方公共団体の理解を得た上で、地方公共団体や事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の策定及び改正を支援すること。

その上で、地域の実情に応じて、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂等に伴う追加機材も含めて、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方公共団体の新たな負担にならないよう交付金の総額及び限度額の増額や、別枠を設けるなど、適切かつ柔軟な財政支援を行うこと。

なお、財政支援に当たっては、放射線モニタリングに係る交付金の統合時に交付限度額の十分な引き上げが行われなかつたため不足が生じている現状に鑑み、別枠予算の確保等により抜本的に改善するとともに、特に臨時交付金などで大規模な機器整備を

行った機材の更新時期を十分考慮し、各地方公共団体の意見を十分聴いた上で、交付限度額の引き上げ等の制度改正等を行うこと。

また、上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組を構築すること。

UPZ外の緊急時モニタリングについて、国の責任において地域の実情に応じて国による機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築し、実施方法等を具体的に示すこと。

また、緊急時のモニタリング結果については、国が責任をもって住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、海域や空域等の広域モニタリングの実施体制等を明確に示すとともに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

3 原子力災害医療について

原子力災害医療体制の整備に当たり、「救護所等で行うスクリーニング」と「避難退域時検査」の目的・役割・人員体制等を明確にした上で、被ばく傷病者の搬送体制を含め、緊急時に国、地方公共団体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応できるよう、必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

原子力災害発時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災地方公共団体へのチーム派遣の意思決定、被災地方公共団体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

また、複合災害発時における原子力災害医療派遣チームとDMA T等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を地方公共団体、原子力災害拠点病院及びDMA T指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。

安定ヨウ素剤の事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な

支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や地方公共団体の負担を軽減すること。

また、配布を円滑に行うため、国の責任において、学校等の健康診断時に服用の可否を把握する体制を整えること。

さらに、感染症対策を踏まえた安定ヨウ素剤の具体的な事前配布方法を示し、原子力災害対策指針等に明記すること。

安定ヨウ素剤の配布後も、地方公共団体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や地方公共団体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

また、転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった薬剤については、配布地方公共団体の回収努力にも限界があるため、本人または家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

併せて、丸剤の使用期限の延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Z の内外にかかわらず必要な支援を行うことを原子力災害対策指針に明記すること。

また、備蓄する区域についても、地方公共団体の判断を尊重し、U P Z の内外にかかわらず必要な支援を行うこと。

原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう、地方公共団体の事情を十分に聴取の上、P A Z 外の取扱いや丸剤の服用が困難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実すること。また、未就学児まで服用できるようゼリー剤の対象年齢を拡大するとともに、丸剤の服用が困難な者が適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう既存のゼリー剤の増産や、3歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

また、事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

安定ヨウ素剤の服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、原子力規制委員会による服用の判断根拠を示すとともに、年齢による服用効果の違いなど、原子力災害対策指針の改正内容を踏まえた住民への広報について、国が主体的に行うこと。

また、薬剤に関する正しい知識の啓発を行い、国において服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

原子力施設における事故が発生した後の住民の被ばく評価を含めた健康管理について、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。

「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」において、「実施主体となる立地道府県等による実施計画の策定」が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明のあり方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら実施体制構築に必要となる検討課題については、国が地方公共団体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

また、甲状腺の詳細測定について、現在開発中の可搬型の測定機器の実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、地方公共団体の負担を軽減する具体的な対応策を講じること。

さらに被災地方公共団体においては、緊急時に様々な業務が集中し、短期間での対応が必要な甲状腺の測定体制への更なる人員確保は困難なため、全国的な測定要員の体制構築について、国が主導して進めること。特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

加えて、感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

4 財政措置等について

(1) 十分な財政措置と人的支援について

原子力防災体制の見直しにより、地方公共団体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっており、それに伴い発生する資機材や備蓄品の配備及び維持管理、避難に係る道路や港湾等のインフラやシステムの整備及び除排雪を含む維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成や周知のための研修・説明会及び各種訓練の実施、また、人員の増員等に係る必要経費など、地方公共団体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費については、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、新たな負担とならないよう U P Z 内の地域はもとより U P Z 外の地域における対策に要する経費を含め十分な財政措置及び人的支援を行うこと。

原子力発電所の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、地方公共団体が必要と判断した防護対策については、U P Z の内外にかかわらず、必要な財源措置をすること。

(2) 放射線防護対策の強化等について

官公庁等の原子力防災関連施設や一時退避所、医療機関、社会福祉施設等の放射線防護対策の強化や万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備など、適切な防災対策が講じられるよう、予算を確保すること。また、それらの施設の維持管理等に係る経費についてもフィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、対象範囲の拡大などを行い、適切な財政措置を行うとともに、放射線防護対策については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的根拠を示すこと。

加えて、固定資産税が課税されている法人が所有する介護施設等が放射線防護設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、負担が生じないよう環境の整備に取り組むこと。

(3) 原子力災害拠点病院等の体制整備について

原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施や原子力災害医療派遣チームの保有など医療機関の負担増なども踏まえ、関係医療機関等の協力が得られるよう、平常時からの体制整備につい

て、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用や別枠を設けることなどを含め、必要な財政支援措置を早急に講じること。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政措置も含めた支援を強化すること。

(4) 広域避難体制の整備等について

広域避難体制を整備するために、UPZ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な予算枠の確保を図ること。

加えて、原子力災害発生時における感染症対策や避難先で必要とされる救急医療等を実施するための必要な予算を確保すること。

(5) 電源三法交付金制度等の充実について

現在、複数の原子炉の廃止措置が決定されているところであるが、その完了には、今後、数十年の長い期間を要することから、防災対策等に係る財源を確保するため、電源三法交付金等については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えて制度の充実を図ること。

また、原子力防災対策が必要な区域が30km圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象区域を拡大すること。

(6) 原子力損害賠償制度について

福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、当該制度について法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。